

R 訪問看護ステーション 重要事項説明書

1、事業の目的及び運営の方針

R 訪問看護ステーションでは、要介護状態または要支援状態にある方々に、国家資格又は都道府県認定資格を持つ職員が看護やリハビリテーションを提供し、療養生活の支援を行います。

訪問看護計画書や報告書は看護職員（准看護師を除く）が作成いたします。

2、ご利用いただける方

訪問看護サービスを受けるにあたっては、医師の指示書が必要となります。

3、提供するサービス内容

- 訪問看護 I 1（～20分）、看護 I 2（～30分）、
看護 I 3（～60分）、看護 I 4（～90分）、看護 I 4・長（90分～）
 - * 医療的処置の実施及び相談
 - * 病状の観察
 - * 床ずれの予防と処置
 - * 身体の清拭
 - * 家族による介護の助言
 - * 心身機能の維持・改善
 - * 日常生活を円滑に行うための指導・助言
 - * 介護者への介護方法の指導
 - * 福祉用具（車椅子・杖など）や住環境整備についての相談・助言 等
- サービスを提供する担当者
サービスを提供する担当者は、事業者が決定し、必要に応じて変更します。担当者を変更する場合は、事前にお知らせします。担当者に関して利用者からご希望があった場合でも、そのご希望に沿えないことがあります。
- 事業所との連絡体制
訪問する担当者等は、サービスの毎回の開始時及び終了時など、必要に応じて、随時、事業所と連絡を取りながらサービス提供を行います。
- 他の事業者等の関係者との連携体制
他の事業者または保険者等の関係者との間でサービスの提供に必要な情報を共有し、互いに密接に連携しながら、サービスを提供します。

4、営業日、営業時間

月曜日～土曜日 9：00～17：00

（但し祝日と12／29～1／4は除く）

深夜・早朝・夜間は割増料金になります、ご了承ください。

5、職員の職務体制

職 種	役 割	員 数
管 理 者	事業者の従業者の管理、業務の管理を行います。	常勤 1名 (兼務)
看 護 師	訪問看護計画書、報告書を作成し、指定訪問看護サービス、指定介護予防訪問看護サービスの提供を行います。	常勤 2名以上 非常勤 1名以上
相 談 員 事 務 職 員	訪問看護に必要な相談業務や事務を行います。	常勤 1名 非常勤 1名

6、通常の事業実施地域

大田区 北千束、南千束、石川町、雪が谷大塚町、上池台、東雪谷、南雪谷、
田園調布南、田園調布1～2丁目、田園調布本町、北嶺町、西嶺町、東嶺町、
北馬込、中馬込、西馬込、東馬込、南馬込、山王、中央4～6丁目、
池上1～4丁目、仲池上、久が原、南久が原、千鳥1丁目
品川区 旗の台、中延5～6丁目、小山7丁目、荏原7丁目

7、お休みの連絡について (キャンセル料金について)

都合により当事業所のサービスをお休みする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

(連絡先電話番号) 03-5718-1365

サービスをお休みする場合は、お休みのご連絡の時間によって、以下のキャンセル料金を頂く場合がございますのでご了承ください (ご利用日の前日17:00までにご連絡していただければ、キャンセル料金は一切かかりません)。

キ ャ ン セ ル 料 金	
サービス前営業日17:00までの連絡	無 料
サービス前営業日17:00以降、当日の連絡	自己負担料金の100%をご負担

8、お客様相談窓口

1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 管理者 二宮 操、相談員 菊地 達夫
電 話 03-5718-1365
受付時間 営業日の9:00～17:00

2) 当法人のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 山王リハビリ・クリニック 事務局 寺田 理恵
電 話 03-3776-8225
受付時間 平日 (10～12時、13～16時)

3) お住まいの区市町村及び東京都国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口

あ) 大田区福祉部介護保険課 03-5744-1359
い) 品川区福祉部高齢者福祉課 03-5742-6728
う) 東京都国民健康保険団体連合介護サービス苦情相談窓口 03-6238-0177
受付時間 9時～17時 (土・日・祝祭日を除く)

9、苦情対応（サービスを提供する担当者に苦情の申し出があった場合の対応）

サービスを提供する担当者に苦情の申し出があった場合は、当該担当者は、速やかに、苦情窓口担当者に報告します。同報告後、苦情担当者において苦情の対応を行います。

10、サービス提供中における、緊急時の対応

看護師等による応急処置を行い、看護師等から医師へ連絡する



医師による指示、看護師による処置を行う（救急車を手配することもあります）



利用者家族・介護支援専門員・行政へ報告する（詳細を記録、保管します）

11、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び区市町村へ連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

12、損害賠償について

事業者の責に帰すべき事由より利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が減免される場合があります。

13-1、訪問看護費（1回あたりのご利用料金）

サービスを利用した場合、お支払い頂く料金は、原則として以下のご利用料金の1割または2割または3割料金をご負担して頂きます（自己負担料金として表示）。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをする場合は、支給限度額を超えたご利用料金をご負担いただきます。

ご利用料金					
		ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
看護師	訪問看護 I 1：20分未満	3,579円	358円	716円	1,074円
	訪問看護 I 2：30分未満	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	訪問看護 I 3：30分以上60分未満	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	訪問看護 I 4：60分以上90分未満	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
	訪問看護 I 4・長（※1）：90分以上	16,279円	1,628円	3,256円	4,884円
准看護師が訪問看護を行った場合は、上記金額の90%の料金になります。 ※1は特別管理加算を算定している方みのサービスです。					
※複数名、夜間、早朝、深夜の訪問の場合は割増料金となります。					
□加算等					

緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）	6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算Ⅰ（月1回）	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ（月1回）	2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算（サービス月のみ）	28,500	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算Ⅰ（退院日の初回訪問時）	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算Ⅱ（初回訪問時）	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	6,840円	684円	1,368円	2,052円
介護連携強化加算	2,850円	285円	570円	855円
口腔連携強化加算 /回	570円	57円	114円	171円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（毎回）	68円	7円	14円	21円

保 険 適 用 外

- * 死後の処置料 15,000円
- * 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。

- * サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。
- * またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

13-2、介護予防訪問看護費（1回あたりのご利用料金）

サービスを利用した場合、お支払い頂く料金は、原則として以下のご利用料金の1割または2割または3割料金をご負担して頂きます（自己負担料金として表示）。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをする場合は、支給限度額を超えたご利用料金をご負担いただきます。

ご 利 用 料 金		ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
看 護 師	訪問看護Ⅰ1：20分未満	3,454円	346円	691円	1,037円
	訪問看護Ⅰ2：30分未満	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	訪問看護Ⅰ3：30分以上60分未満	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	訪問看護Ⅰ4：60分以上90分未満	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
	訪問看護Ⅰ4・長（※1）：90分以上	15,846円	1,585円	3,170円	4,754円
准看護師が訪問看護を行った場合は、上記金額の90%の料金になります。 ※1は特別管理加算を算定している方みのサービスです。					
※複数名、夜間、早朝、深夜の訪問の場合は割増料金となります。					
□加算等					
緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）		6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算Ⅰ（月1回）		5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ（月1回）		2,850円	285円	570円	855円

初回加算Ⅰ（退院日の初回訪問時）	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算Ⅱ（初回訪問時）	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	6,840円	684円	1,368円	2,052円
口腔連携強化加算 /回	570円	57円	114円	171円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（毎回）	68円	7円	14円	21円

保 険 適 用 外

- * 死後の処置料 15,000円
- * 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

14、その他の注意事項、お願い

- A 訪問看護施行時には、ご家族又は介護者が出来るだけ同席してください。
- B 体調不良などの場合は、事前にご連絡ください。
- C 台風・雪などの悪天候や担当スタッフの研修会参加、体調不良などやむを得ない事情でお休みさせていただくことがあります。
→台風・雪などの悪天候、担当スタッフの研修会参加や体調不良、自転車・バイクの駐輪・駐車困難など、やむを得ない事情でお休みまたは中止させていただくことがあります。
- D 天候や交通事情などにより、訪問のお約束時間が多少前後することがあります。
- E 壊れやすいものや転倒の原因となるものは片付けておいてください。
- F 業務の必要上、立ち入ったこととお聞きする場合がありますが、ご利用者又はご家族の私的情報はかたく保持されますので、ご安心下さい。またご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者と、ご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いません。
- G リハビリテーション会議等、複数人による会合は、テレビ電話装置等の方法で開催することがありますので、ご了承ください。
- H サービスのご利用に当たっては、職員の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為（暴力または、暴言その他の迷惑行為、不快感を与える性的な言動）は行わないで下さい。

15、「高齢者虐待」の防止について

当事業所は「高齢者虐待の防止、高齢者の義護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者に対する従業者の高齢者虐待を防止するため、従業者に対する研修及び指導を行っています。

16、「ハラスメント」の防止について

(1) 当法人の基本方針

当法人は、「ハラスメントはしない、させない、見逃さない」誰であっても、誰からも「ハラスメント」を受けない、「ハラスメント」の無い職場環境(介護サービスの提供・利用環境)の実現を目指しています。

(2) 「ハラスメント」の意味

介護サービスの提供・利用の場面で、①暴力、暴言又は著しく不当な要求その他相手方に著しく迷惑をかける言動、又は②相手方に不快感を与える性的な言動(セクシャルハラスメント)を意味します。

(3) 従業員に対する教育及び指導

当法人は、従業員に対して、利用者又はその家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修及び指導を行っています。

(4) 苦情又は相談

従業員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談又は苦情をお申し出ください。苦情担当者が速やかに対応します。

(5) 利用者又はその家族による「ハラスメント」の禁止

介護サービスの提供を困難にしますから、従業員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

17、訪問看護に係る契約が終了する際の措置

訪問看護に係る契約が終了する際には、事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を取り、必要な措置を速やかに講じます。

ただし、利用者又はその家族による従業員に対する暴力もしくは暴言その他の著しい迷惑行為又は不快感を与える性的な言動が原因で、同契約が終了する際には、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を取り、後任の介護事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。

18、ご利用日の確認

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
時間						

医療法人社団 涓泉会 R 訪問看護ステーション

145-0065 大田区東雪谷一丁目13番1号 3階

03-5718-1365

担当 看護師：二宮、間宮

相談員：菊地

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

本人家族への説明	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
年 月 日			

令和 8年 1月改訂版

医療保険 R 訪問看護ステーション

重要事項説明書

1、事業の目的及び運営の方針

R 訪問看護ステーションでは、医療サービスが必要な方々に、医療スタッフが看護や機能訓練（リハビリテーション回復訓練）を提供し、療養生活の支援を行います。

訪問看護計画書や報告書は看護職員（准看護師を除く）が作成いたします。

2、ご利用いただける方

訪問看護サービスを受けるにあたっては、医師の指示書が必要となります。

3、提供するサービス内容

- 訪問看護（看護師等によるサービスを提供します）
 - * 医療的処置の実施及び相談
 - * 病状の観察
 - * 床ずれの予防と処置
 - * 身体の清拭
 - * 家族による介護の助言
 - * 心身機能の維持・改善
 - * 日常生活を円滑に行うための指導・助言
 - * 介護者への介護方法の指導
 - * 福祉用具(車椅子・杖など)や住環境整備についての相談・助言 等

4、営業日、営業時間

月曜日～土曜日 9：00～17：00

（但し祝日と12/29～1/4は除く）

深夜・早朝・夜間は割増料金になります、ご了承ください。

5、職員の職務体制

職 種	役 割	員 数
管 理 者	事業者の従業員の管理、業務の管理を行います。	常勤 1名（兼務）
看 護 師	訪問看護計画書、報告書を作成し、訪問看護サービスの提供を行います。	常勤 2名以上 非常勤 1名以上
相 談 員 事 務 職 員	訪問看護に必要な相談業務や事務を行います。	常勤 1名 非常勤 1名

6、通常の事業実施地域

大田区 北千束、南千束、石川町、雪が谷大塚町、上池台、東雪谷、南雪谷、
田園調布南、田園調布1～2丁目、田園調布本町、北嶺町、西嶺町、東嶺町、
北馬込、中馬込、西馬込、東馬込、南馬込、山王、中央4～6丁目、
池上1～4丁目、仲池上、久が原、南久が原、千鳥1丁目
品川区 旗の台、中延5～6丁目、小山7丁目、荏原7丁目

7、お休みの連絡について（キャンセル料金について）

都合により当事業所のサービスをお休みする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
なお、キャンセル料金は頂きません。

（連絡先電話番号） 03-5718-1365

8、お客様相談窓口

1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 二宮 操、相談員 菊地 達夫

電話 03-5718-1365

受付時間 営業日の9:00～17:00

2) 当法人のお客様相談・苦情窓口

担当者 山王リハビリ・クリニック 事務局 寺田 理恵

電話 03-5709-1841

受付時間 平日（10～12時、13～16時）

9、苦情対応（サービスを提供する担当者に苦情の申し出があった場合の対応）

サービスを提供する担当者に苦情の申し出があった場合は、当該担当者は、速やかに、苦情窓口担当者に報告します。同報告後、苦情担当者において苦情の対応を行います。

10、サービス提供中における、緊急時の対応

看護師等による応急処置を行う



看護師等から医師へ連絡する



医師による処置を行う（あなたの主治医は _____ 先生です）



利用者家族・介護支援専門員・区市町村へ事故報告する



事故について詳細を記録する

11、1回あたりのご利用料金

サービスを利用した場合、お支払いいただく自己負担料金は、保険証により異なります。

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方はご利用料金の1割、一定以上の所得者は2割または3割をご負担頂きます。国民健康保険証、上記以外の保険証をお持ちの方は、ご利用料金の3割をご負担頂きます。

訪問看護基本利用料金（ご利用料金 基本療養費＋管理療養費＋その他の加算）				
ご利用料金		1割の料金	2割の料金	3割の料金
<input type="checkbox"/> 訪問回数毎に必要な金額				
基本療養費Ⅰ（週3回まで）	5,550円	560円	1,120円	1,670円
（週4回以降）	6,550円	660円	1,320円	1,970円
准看護師の場合（週3回まで）	5,050円	510円	1,020円	1,520円
（週4回以降）	6,050円	610円	1,220円	1,820円
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合（月1回）	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅱ（週3回まで）	4,300円	430円	860円	1,290円
（週4回以降）	5,300円	530円	1,060円	1,590円
准看護師の場合（週3回まで）	3,800円	380円	760円	1,140円
（週4回以降）	4,800円	480円	960円	1,440円
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合（月1回）	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅲ（外泊中）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費（月の初日）	7,670円	767円	1,534円	2,301円
管理療養費Ⅰ（月の2日目以降）	3,000円	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/> その他の加算等				
難病等複数回訪問加算（1日2回）	4,500円	450円	900円	1,350円
（1日3回以上）	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算（月14日まで）	2,650円	260円	520円	770円
緊急訪問看護加算（月15日以降）	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算（週1回まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算（週1日まで）	4,500円	450円	900円	1,350円
准看護師の場合（週1日まで）	3,800円	380円	760円	1,140円
看護補助者の場合（週3日まで）	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝加算（18時～22時、6時～8時）	2,100円	210円	420円	630円
深夜加算（22時～6時）	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算Ⅱ（月1回）	6,400円	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算（月1回）	2,500円	250円	500円	750円
重症度が高いもの（月1回）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算（長時間）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費（月1回）	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）	780円	78円	156円	234円

保 険 適 用 外

- * 死後の処置料 15,000円
- * 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

12、その他の注意事項、お願い

- A 訪問看護施行時には、ご家族又は介護者が出来るだけ同席してください。
- B 体調不良などの場合は、事前にご連絡ください。
- C 台風・雪などの悪天候や担当スタッフの研修会参加、体調不良などやむを得ない事情でお休みさせていただくことがあります。
→台風・雪などの悪天候、担当スタッフの研修会参加や体調不良、自転車・バイクの駐輪・駐車困難など、やむを得ない事情でお休みまたは中止させていただくことがあります。
- D 天候や交通事情などにより、訪問のお約束時間が多少前後することがあります
- E 壊れやすいものや転倒の原因となるものを、片付けておいてください。
- F 業務の必要上、立ち入ったことをお聞きする場合がありますが、ご利用者又はご家族の私的情報はかたく保持されますので、ご安心下さい。またご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者のご家族の同意を得ない限り、個人情報を用いません。

13、ご利用日の確認

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
時 間						

医療法人社団 涓泉会 R 訪問看護ステーション

145-0065 大田区東雪谷一丁目13番1号 3階

03-5718-1365

担当 看護師：二宮、間宮

相談員：菊地

本人家族への説明 年 月 日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------------------	-------	-------	--------

令和 8年 1月改訂版